

黒部市職業能力開発技能訓練奨励金について

本制度は、職業能力開発技能訓練の受講の負担軽減を図り、再就職を支援するために奨励金を交付するものです。

- 《申請者》 ①黒部市に引き続き2年間以上居住する満65歳未満の者
- ②公立の職業能力開発技能訓練施設に入所し、所定の技能訓練の課程を修了した者

- 《奨励金の額》 ① 3万円・・・技能訓練の課程の期間が5か月以上
- ② 2万円・・・技能訓練の課程の期間が5か月未満

《手続》 技能訓練の課程を修了後、申請書等を市役所へ提出してください。

交付金を申請できる期間は訓練終了から1か月です。

申請から振込までは事務手続き上1～2か月かかります。

※提出書類 ①黒部市職業能力開発技能訓練奨励金交付申請書

②修了証書の写し

③請求書

※提出先 黒部市役所 商工観光課 (黒部市三日市1301)

※申請書等の記入で不明な点があれば
お電話下さい。

【お問合せ先】

黒部市商工観光課 商工労働係

電話 0765-54-2611

Fax 0765-54-2607